

各市町の優遇措置

兵庫県内の各市町においても、企業誘致条例により独自に、税の軽減や各種奨励金・補助金などの優遇制度を制定しています。

産業団地所在市町独自の優遇措置

産業団地名	所在市町	優遇制度	内容	適用期間
神戸空港島、ポートアイランド(第2期)、神戸テクノ・ロジスティックパーク、神戸サイエンスパーク	神戸市	不均一課税	固定資産税・都市計画税1/2を軽減、事業所税1/2を軽減 ※戦略産業の場合は上乘せあり	5年間 (大規模特例:10年間)
ポートアイランド(第2期)	神戸市	企業拠点移転補助	東京23区以外(市内除く)→市内既成都市区域:建物取得費の4%以内もしくは雇用補助30万/1人	
フェニックス事業用地	尼崎市	企業投資活動奨励金	固定資産税(家屋、償却資産)、都市計画税(家屋)相当額(1年分)	
		従業員市内居住奨励金	最大10万円×市内に転入した従業員数	
北摂三田第二テクノパーク	三田市	課税免除	固定資産税、都市計画税(土地、家屋、償却資産)	5年間
		水道料金の助成	年間水道使用量5万m ³ を超える分の水道料金を助成(年間上限額2,000万円)	20年間
ひょうご小野産業団地	小野市	不均一課税	本社機能立地等に対して固定資産税額を1/10に軽減	3年度間
加西インター産業団地	加西市	課税免除	固定資産税(土地、家屋、構築物)相当額	3年度間
		産業振興促進奨励金	固定資産税(土地、家屋、償却資産)相当額	5年度間
			年間水道使用量2千m ³ を超えた水量に係る水道料金相当額の1/2の額	10年度間
播磨科学公園都市	上郡町	課税免除、工場設置特別奨励金	固定資産税を課税免除。また課税免除額のうち、条例で定められた額を特別奨励金とする	3年度間
		新規成長事業用設置奨励金	固定資産税相当額	3年度間(新設、移設) 2年度間(増設)
		工場緑化奨励金	4,000円/10m ² ×工場新設時の緑化面積×2/3(1回限り300万円限度)	
		雇用奨励金	町内に住所を有する新規常用従業員数×30万円(同一人につき1回限り、1年以上継続雇用が必要)	3年度間
		不均一課税	本社機能立地等に対して固定資産税を段階的に軽減	3年度間
淡路津名地区産業用地(生穂・佐野地区)	淡路市	立地奨励金	固定資産税相当額を上限とする	3年~7年以内 (要件による)
		雇用奨励金	市内在住新規常用従業員×10万円(同一人につき1回限り、1年以上継続雇用、総額1,000万円限度)	
		明石海峡大橋通行料及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金	法人市民税相当額を上限とする	3年~5年以内 (要件による)
		下水道使用料に対する助成金	1m ² につき50円を乗じた額(年間500万円を限度とする)	30年以内 (要件による)
南あわじ市企業団地	南あわじ市	課税免除	固定資産税	5年間
		雇用奨励金	市内在住新規常用従業員×10万円(新規雇用初年度に限る 総額1,000万円限度) 特例:30人以上3,000万円	3年以内 (特例については2年以内)
		土地取得奨励金	土地売買代金の2%に相当する額(市内在住新規常用従業員10人以上50人未満+1%、50人以上+4%)	3年以内

※各々、投下固定資産総額、雇用者数、立地形態(新設、増設、移設)業種等による要件が設定されています。